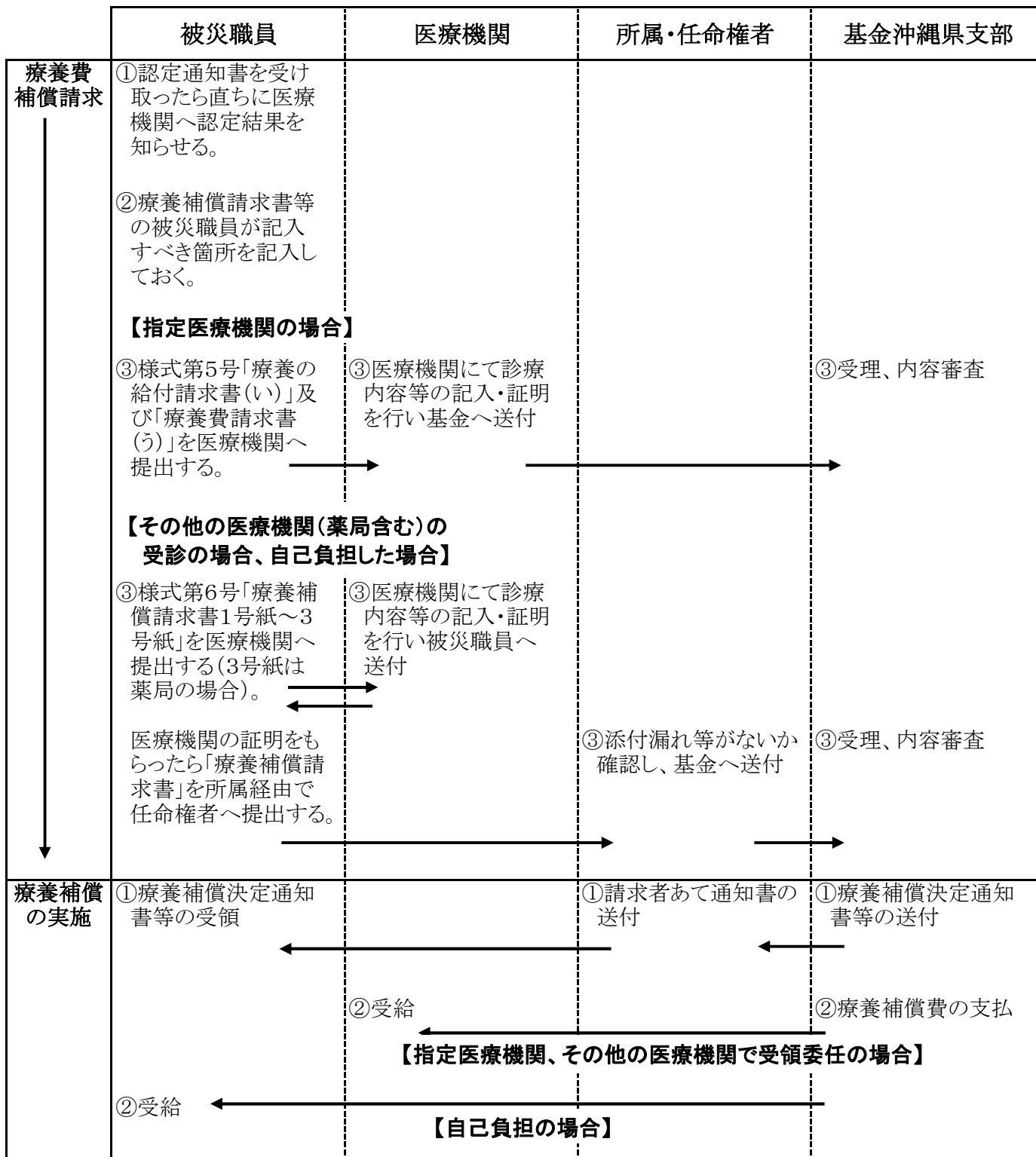


# 災害が発生したら

	被災職員	所属	任命権者	基金沖縄県支部
災害発生	<p>①直ちに医療機関で治療を受ける。交通事故等の場合は、相手方の確認、警察への届出等も行う。</p> <p>②医療機関へは被災状況及び公務(通勤)災害の認定請求予定であることを告げ、療養費の請求を待ってもらう。</p> <p>③原則として、共済組合員証は使用不可。</p>			
	④所属に事故の報告を行う。	④任命権者へ事故の報告を行い、公務・通勤災害に該当するか検討を行う	④死亡、脳・心臓、精神疾患等の重大な事案については、基金へ報告。その他、事務処理が困難な事案については基金へ相談する。	④必要に応じて随時、任命権者へ事務処理方法等について助言を行う。
認定請求	<p>①認定請求書に必要事項を記入し、診断書(確定された傷病名か要確認)、現認書等の必要な書類を用意する。</p>	<p>①認定請求書作成の協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災職員の請求意思の確認、指導</li> <li>認定請求に必要な様式を被災職員に交付(様式はHPに掲載)</li> <li>事実の調査、書類の調整</li> </ul>		
	②認定請求書の所属への提出	②認定請求書に受理印を付し、必要書類を確認の上、所属長の証明を付して任命権者へ提出	②事実関係の調査及び書類の不備がないか(あれば補正させる)確認の上、任命権者の意見を付して基金沖縄県支部へ提出	②受理及び内容審査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて事実調査、医学的意見の聴取等を行う。</li> <li>困難事案については、基金本部へ協議</li> </ul>
認定通知	認定通知書の受理	被災職員あて認定通知書を送付	所属あて認定通知書を送付	任命権者あて認定通知書を送付

※上記は、一般的な手続きの流れです。

# 公務上(通勤災害該当)の認定通知を受け取ったら



## 時効

補償を受ける権利は、補償事由の発生日等から2年以内(障害補償と遺族補償については5年以内)に請求をしないときは、時効によって消滅しますので、ご注意ください。

※時効の起算日は各補償により異なります。

※上記は、療養補償の一般的な手続きの流れです。障害補償・休業補償・介護補償・遺族補償等その他の補償及び福祉事業も含めた詳細については、認定通知書に添付される「補償の案内、災害補償のしおり」をご覧ください。